平成３０年（フ）第７号
相模原市南区古淵４丁目８番11号　クレールメゾン105
債務者　澤田　直子
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第１５号
相模原市中央区淵野辺本町３丁目26番19号　コーポ・チロル105
債務者　土橋　　隆
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第１６号
相模原市緑区太井271番地14
債務者　國生　雅子
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第２４号
神奈川県座間市栗原中央５丁目24番18号　レオパレスサニーコート石垣Ⅱ106号
債務者　鈴木　進一
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第３２号
相模原市中央区田名1908番地１　セジュールサカエ101
債務者　石川　文洋
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第３３号
相模原市中央区すすきの町35番18号　サンシャインクボタ201
債務者　蒔田　満男
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第３８号
相模原市南区南台３丁目10番７号
債務者　佐藤　　努
1　決定年月日時　平成30年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第３号
秋田県湯沢市字中野88番地８
債務者　陣之内晴賀
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第１５７号
和歌山県有田郡有田川町大字庄646番地１　ピュアキララＡ101号室
債務者　則岡　勝也
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２１１号
和歌山市金龍寺丁50番地
債務者　井村　多加
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３５４号
和歌山県橋本市神野々281番地　さいとうハイツ103号
債務者　皆川　智弘
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３６１号
和歌山市粟427番地１　チサンマンション紀の川607号
債務者　村田　敦範
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３６５号
和歌山市西小二里３丁目３番24号　ハイツ宮崎103
債務者　田中　弘明
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３７１号
和歌山県有田市港町793番地の13　県営住宅港団地１号棟５階20号、前住所和歌山市内原967番地　クラウンハイツ内原202
債務者　榎本　知佳（旧姓寺西）
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３７３号
和歌山県有田市港町114番地７
債務者　中野　陽介
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３７７号
和歌山県有田市初島町里1839番地１
債務者　山原　貴子
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第３８８号
和歌山市船所237番地３　103号、前住所和歌山市加太1625番地２　レオパレス加太203号
債務者　竹中　由美
1　決定年月日時　平成30年２月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係